

郵送で戸籍の証明を請求される方へ

戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）・除籍謄抄本・原戸籍謄本・戸籍の附票の写し・身分証明書・独身証明書は、本籍地の市区町村で発行します。

記

①申請書 別紙の戸籍等交付申請書に必要事項を記入してください。

②手数料 定額小為替または普通為替（郵便局で販売）を利用してください。（切手や現金は不可）

※購入の際の手数料は郵便局にご相談ください。

【赤穂市の手数料】

H23.7.30 以降の戸籍	戸籍全部事項証明書	1通	450円
	戸籍個人事項証明書	1通	450円
	除籍全部事項証明書	1通	750円
	除籍個人事項証明書	1通	750円
H23.7.30 以前の戸籍	除籍謄・抄本	1通	750円
	改製原戸籍	1通	750円
	戸籍の附票の写し	1通	300円
	身分証明書	1項目	300円 2項目 600円
	独身証明書	1通	300円

※ 赤穂市は、平成23年7月30日に戸籍事務をコンピュータ化しました。

※ 手数料については、市町村によって異なりますので、他市にご請求の場合は事前にご確認ください。

※ 証明書が複数となった場合は、定額小為替または普通為替を追送していただく場合がございます。

③返信用封筒

封筒に返送先の住所（住民票上の住所に限る）、氏名を記入し、切手を貼ってください。

（日本郵便の都合により、配達に日数がかかります。お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。）

※赤穂市の場合、証明書の様式は全てA4サイズです。最小でも、3つ折りで入るサイズの封筒をご準備ください。

④本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、住所の記載のある資格確認書のうちいずれかのコピーを同封してください。

※住所の記載がない場合、自治体に現住所を確認する場合がございます。

※確認が取れない場合は、本人確認書類に加え、ご自身で取得した住民票を送っていただくことになります。

以上、①②③④を同封し、本籍地の市区町村にご請求ください。

※請求する戸籍に記載のない方が請求する場合は、続柄が確認できるもの（戸籍のコピー等）を添付してください。

（例）母親の婚姻前の戸籍を取得する場合 など

【本籍地が赤穂市の場合の送付先及び問合せ先】

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市役所 市民課戸籍係

戸籍等交付申請書

年　月　日

1. 申請者 ※返送先は申請者の住民票上の住所に限ります

住所	〒			
氏名		必要者との 続柄	日中の 連絡先	() - ※必ずご記入ください

2. どなたの証明が必要ですか？

本籍	(必ず地番まで正確に記入してください。不明な場合は、先に本籍地入りの住民票を取得していただければ確実です。) 兵庫県赤穂市		
筆頭者の氏名	(戸籍の最初に記載されている方で、お亡くなりになっても変わりません。)		
必要者の氏名		生年月日	大・昭・平・令 年　月　日

3. 請求する証明書

※種類についてご不明な場合は、先にお電話でご相談ください。

赤穂市役所 市民課戸籍係 TEL:0791-43-6819

証明書の種類		金額(1通あたり)	必要な枚数
戸籍	全部事項証明書（謄本）	450円	通
	個人事項証明書（抄本）		通
除籍	全部事項証明書（謄本）	750円	通
	個人事項証明書（抄本）		通
改製原戸籍	謄本		通
	抄本		通
身分証明書	① 破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない	300円	通
	② 禁治産・準禁治産の宣告の通知を受けていない 後見の登記の通知を受けていない		通
	③ 上記①②両方の証明が必要である		通
独身証明書	※代理人での申請不可	300円	通
戸籍の附票の 写し	附票に以下の記載は必要ですか（原則省略）	全部	通
	<input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地	一部	300円 通
※附票で住所の移り変わりを証明する必要がある場合は下記をご記入ください。 () から () までの住所		※現在の附票と改製原附票など、複数枚にわたる場合は その枚数分の金額が発生します。	
その他	()		通

使用目的	詳細（どのような記載が必要か詳しくご記入ください）
<input type="checkbox"/> () 届提出のため	
<input type="checkbox"/> パスポートの申請	
<input type="checkbox"/> 年金手続き	
<input type="checkbox"/> 相続の手続き	どなた()の()から()まで()セット <例>どなた（赤穂太郎）の（出生）から（死亡）まで（2セット）
※必要がある場合は右欄にご記入ください	※赤穂市の戸籍で続柄を確認できない場合、相続人であることが判る資料（戸籍謄本等）が必要です。
<input type="checkbox"/> その他	
※右欄に詳しくご記入ください	

※申請書の内容に不備がありますと発行できませんので、明確にご記入ください。

※「赤穂郡」が本籍地である場合、他の自治体の可能性がありますので事前にお問い合わせください。